# 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
第9条各項の決定をするための基準	第9条各項の決定をするための基準
(目的)	(目的)
第1条(略)	第1条(略)
(開示決定)	(開示決定)
第2条 開示請求(情報公開法第4条第1項に規定する「開示請求」をいう。以下同じ。)があった場	第2条 開示請求(情報公開法第4条第1項に規定する「開示請求」をいう。以下同じ。)があった場
合は、次の各号に掲げる場合を除き、開示請求者(同法第4条第2項に規定する「開示請求者」を	合は、次の各号に掲げる場合並びに同法第12条に基づく他の行政機関の長に対する事案の移
いう。以下同じ。)に対し、開示請求に係る行政文書(同法第2条第2項に規定する「行政文書」を	送をする場合及び同法第12条の2に基づく独立行政法人等に対する事案の移送する場合を除
いう。以下同じ。)を開示する旨の決定をする。	き、開示請求者(同法第4条第2項に規定する「開示請求者」をいう。以下同じ。)に対し、開示請求
	に係る行政文書(同法第2条第2項に規定する「行政文書」をいう。以下同じ。)を開示する旨の決
	定をする。
一~七(略)	一~七 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(不開示決定)	(不開示決定)
第3条(略)	第3条(略)

附則	附則
1 (略)	1 (略)
2 この基準は、情報公開法に基づく開示決定等について検討を加え、適宜適切な見直しを行うこととする。	2 この基準は、情報公開法に基づく開示決定等、情報公開・個人情報保護審査会の答申、開示決 定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定及び開示決定等に係る訴訟の判例等について検 討を加え、適宜適切な見直しを行うこととする。
	附則
(新設)	この基準は、平成18年〇月〇日から施行する。
別添1 行政文書の開示決定等に関する留意事項 1~3 (略)	別添1 行政文書の開示決定等に関する留意事項 1~3 (略)
4 法人等に関する情報(情報公開法第5条第2号)	4 法人等に関する情報(情報公開法第5条第2号)
4—1 「法人その他の団体(国 <u>及び</u> 地方公共団体を除く。)」	4—1 「法人その他の団体(国 <u>、独立行政法人等、</u> 地方公共団体 <u>及び地方独立行政法人</u> を除
4—2~4—5 (略)	く。 <u>以下「法人等」という。</u> )」 4—2~4—5 (略)
5~6 (略)	5~6 (略)
7 審議、検討又は協議に関する情報(情報公開法第5条第5号)	7 審議、検討又は協議に関する情報(情報公開法第5条第5号)
7—1 「国の機関 <u>及び</u> 地方公共団体の内部又は相互間」	7—1 「国の機関 <u>、独立行政法人等、</u> 地方公共団体 <u>及び地方独立行政法人</u> の内部又は相互

7—2~7—8 (略)

8 事務又は事業に関する情報(情報公開法第5条第6号)

8—1 (略)

- 8—2 「監査、検査、取締り<u>又は</u>試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ れ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」 (イ)
- 8—3「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国<u>又は</u>地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(ロ)

8—4~8—5 (略)

8—6「国<u>又は</u>地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(ホ)

8—7 (略)

9~12 (略)

- 1 行政文書の定義(情報公開法第2条第2項)に関する留意事項(略)
- 2 行政文書の開示義務(情報公開法第5条本文)に関する留意事項(略)

間」

7—2~7—8 (略)

8 事務又は事業に関する情報(情報公開法第5条第6号)

8—1 (略)

- 8—2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(イ)
- 8—3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方 独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(ロ)

8—4~8—5 (略)

8—6 「国<u>若しくは</u>地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に 係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(ホ)

8—7 (略)

9~12 (略)

- 1 行政文書の定義(情報公開法第2条第2項)に関する留意事項(略)
- 2 行政文書の開示義務(情報公開法第5条本文)に関する留意事項(略)

3 個人に関する情報(情報公開法第5条第1号)に関する留意事項

## 第5条(個人に関する情報)

- 1 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情 報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め られる情報
  - ハ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項 に規定する国家公務員<u>及び</u>地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行 に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内 容に係る部分

3 個人に関する情報(情報公開法第5条第1号)に関する留意事項

#### 第5条(個人に関する情報)

- 1 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該 情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することがで きるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとな るものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情 報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め られる情報
  - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人(地方独立行政法人(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

情報公開法第 5 条第 1 号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

情報公開法では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式(個人識別型)を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の不開示情報から除かれるべきものを限定列挙している。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

#### 3-1 特定の個人を識別することができる情報

#### (1)「個人に関する情報」

「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断及び評価等、個人に関連する情報全般を意味する。個人の属性、人格及び私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報並びに組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、また、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別しない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を本号ハにおいて除外している。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。また、外国に居住している者 (国籍を問わない。)も含まれる。 情報公開法第5条第1号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

情報公開法では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式(個人識別型)を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の不開示情報から除かれるべきものを限定列挙している。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

#### 3-1 特定の個人を識別することができる情報

#### (1)「個人に関する情報」

「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、個人の内心、身体、身分、地位その 他個人に関する一切の事項についての事実、判断及び評価等、個人に関連する情報全般を 意味する。個人の属性、人格及び私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報並 びに組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、また、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員等に関する情報と非公務員等に関する情報とを区別しない。ただし、前者については、<u>行政機関に所属する職員</u>(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。また、外国に居住している者

(2)~(5)(略)

3—2 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(ただ │3—2 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(ただ し書イ)

(1)~(2)(略)

(3)「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必 要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にさ れているとは見られない場合がある。現に公衆が知り得る状態に置いた主体が誰であるか は、当該情報が公にされたものであるかどうかの判断とは関係がない。

例えば、法人(政党)が届け出た個人に関する情報で、その法人がその同種の情報を自ら インターネットで公表している場合又は法人(政党)が届け出た個人に関する情報で、その 同種の情報が政界要覧等の定期的に発行される雑誌に記載されている場合は、本規定に 該当する。

(4)「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人 にも提供することを予定しているものも含む。)の下に保有されている情報をいう。ある情報と 同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない (国籍を問わない。)も含まれる。

(2)~(5)(略)

し書イ)

(1)~(2)(略)

(3)「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必 要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にさ れているとは見られない場合がある。現に公衆が知り得る状態に置いた主体が誰であるか は、当該情報が公にされたものであるかどうかの判断とは関係がない。

(4)「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人 にも提供することを予定しているものも含む。)の下に保有されている情報をいう。ある情報と 同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない 場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。例えば、ある事業についての報告書 を毎年公表している慣行がある場合で、同種の新規事業に着手し、同様に報告書を作成した が、報告書の事項も同様で特に異なった取扱いをする必要がない場合等である。

「予定している」とは、予め意思決定をしておくことは必ずしも必要ない。例えば、職員の不祥 事情報についてその都度一定範囲で公にしてきている場合は、予めの定めがなくとも、本規 定に該当する。

- 3—3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる │3—3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる 情報」(ただし書口)(略)
- 3-4 「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき は、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(ただし書ハ)
- (1)「当該個人が公務員である場合において」

「公務員」とは、広く公務遂行を担任する者をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを 問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官及び審議会委 員等を含む。また、公務員であった者の公務員であった当時の情報については、本規定に 該当する。

「公務員」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員以外の個人情報であ る場合等、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性 を判断し、当該公務員にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該 当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。

場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

「予定している」とは、予め意思決定をしておくことは必ずしも必要ではない。

- 情報」(ただし書口)(略)
- 3-4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報である ときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(ただし書 11)

#### (1)「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、国家公務員、地方公務員、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方 独立行政法人の役員及び職員をいう。このうち公務員については、広く公務遂行を担任する 者をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほ か、国務大臣、国会議員、裁判官及び審議会委員等を含む。また、公務員等であった者の公 務員等であった当時の情報については、本規定に該当する。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報であ る場合等、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性 を判断し、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該

(2)「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関<u>又は</u>地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報及び職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。<u>また他方、研修受講職員にとって、公務であってもその担任する職務と関係のない活動に関する情報、例えば、研</u>修における出席簿、個人成績表、報告書及び試験結果等は含まれない。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とする。公務 員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、職員個人に係 る人事査定及び評価情報並びに給与等情報等は、管理される職員の個人情報として保護 される必要があり、本規定の対象ではない。

(3)「当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

政府の諸活動を説明する責務を全うする観点から、公務員の氏名を除き、どのような地位 及び立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、特定の公務員が識別される結果となるとしても、当該公務員の個人情報としては不開示情報に該当しない。

(4)公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名の取扱い

公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、公にした場合、公 務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、私人の場合と同様に個人情報として 当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。

(2)「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人 等、地方公共団体又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の 行使に係る情報及び職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とする。公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、職員個人に係る人事査定及び評価情報並びに給与等情報等は、管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象ではない。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

政府の諸活動を説明する責務を全うする観点から、公務員等の氏名を除き、どのような地位及び立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、当該公務員等の個人情報としては不開示情報に該当しない。

(4)公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号ハの規定とともに、同号

保護に値すると位置付けた上で、本号ただし書イに該当する場合には例外的に開示する。

すなわち、公務員の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号ハの規定とともに、同号イの規定が重畳的に適用され、個人情報としては不開示情報に該当しない。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の官報への掲載その他 行政機関により職名及び氏名とを公表する慣行がある場合、又は行政機関により作成され、 若しくは行政機関が公にする意思をもって若しくは公にされることを前提に提供した情報を基 に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、そ の職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、「慣行として公に され、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。職員等に限定して販売している ものについては、公にしている又は市販しているものではなく、「慣行として公にされ、又は公 にすることが予定されている情報」に該当しない。 イの規定が重畳的に適用され、個人情報としては不開示情報に該当しない。

なお、行政機関に所属する職員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に 係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を 除き、公にするものとする。特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- ① 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合。
- ② 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合。

#### 3-5 本人からの開示請求

情報公開法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、情報公開法第5条第1号イからハの規定に該当する場合又は同法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当する場合でない限り、不開示とする。

#### 3-5 本人からの開示請求

情報公開法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、情報公開法第5条第1号イからハの規定に該当する場合又は同法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当する場合でない限り、不開示とする。

なお、本人に関する情報について情報公開の開示請求をしようとする者に対しては、行政機関 の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)に基づく開示請求を行うこと ができる旨の説明を行うこととする。

#### 3-6 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第 5 条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- (1) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」
  - 氏名、<u>職業(勤務先法人等名)、役職名</u>、映像、肖像、声及び筆跡等特定の個人を 表象する記述等
  - ・ 振込口座番号、試験の受験番号及び保険証の記号番号等、個人別に付され、特定の個人を識別することができる記述等
  - ・ 生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、<u>履歴及び</u>振込金融 機関名等、単独では必ずしも特定の個人を識別できない場合もあるが、いくつかの 記述等が組み合わされることにより特定の個人を識別することができることとなる場 合が多い記述等

(新設)

#### 3-6 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第 5 条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- (1) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
  - ・ 氏名、映像、肖像、声及び筆跡等特定の個人を表象する記述等
  - ・ 振込口座番号、試験の受験番号及び保険証の記号番号等、個人別に付され、特定の個人を識別することができる記述等
  - ・ 生年月日、住所、<u>本籍地、出身地、</u>電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、 学歴、職歴、振込金融機関名、職業(勤務先法人等名)及び役職名等、単独では必ずしも特定の個人を識別できない場合もあるが、いくつかの記述等が組み合わされることにより特定の個人を識別することができることとなる場合が多い記述等
  - ・ 個人の金融取引に関する情報
  - ・ 金融機関等の検査を行った検査官の氏名
  - ・ 犯則事件の調査に携わる調査官の氏名
  - ・ 課徴金調査及び開示検査に携わる調査官及び検査官の氏名

- ・ 思想及び宗教等個人の内心に関する情報
- ・ 健康状態及び病歴等個人の心身状態に関する情報
- ・ 家族構成、家計収支及び勤務先等個人の生活状態に関する情報
- ・ <u>出身地、学歴、職歴及び結婚歴等個人の経歴並びに社会的な活動に関する情報</u> その他特定の個人を識別できる情報
- (2) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を 害するおそれがあるもの」
  - ・ カルテ及び作文等個人の人格と密接に関連する情報
  - ・ 個人の著作物等財産権その他個人の権利利益を害するおそれのある情報 (新設)

- (3) (略)
- 3-7 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書 (略)
- 4 法人等に関する情報(情報公開法第5条第2号)に関する留意事項

・ その他特定の個人を識別できる情報

(注)金融機関等:金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四条第三号に掲げる

(削除)

者(以下同じ)

- (2) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を 害するおそれがあるもの」
  - ・ カルテ及び作文等個人の人格と密接に関連する情報
  - ・ 個人の著作物等財産権その他個人の権利利益を害するおそれのある情報
  - ・ 思想及び宗教等個人の内心に関する情報
  - ・ 健康状態及び病歴等個人の心身状態に関する情報
  - ・ 家族構成、家計収支及び勤務先等個人の生活状態に関する情報
  - ・ 結婚歴、転居暦等個人の経歴並びに社会的な活動に関する情報
- (3) (略)
- 3-7 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書(略)
- 4 法人等に関する情報(情報公開法第5条第2号)に関する留意事項

#### 第5条(法人等に関する情報)

- 2 法人その他の団体(国<u>及び</u>地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、 法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該 条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認め られるもの

情報公開法第5条第2号は、法人等に関する情報の又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

- 4-1 「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)」
  - (1)「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)に関する情報」

#### 第5条(法人等に関する情報)

- 2 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、 法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該 条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認め られるもの

情報公開法第5条第2号は、法人等に関する情報の又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

- 4—1 「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)」
  - (1)「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体<u>及び地方独立行政法人</u>を除く。)に 関する情報」

株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人及び宗教法人等の民間法人のほか、独立行政法人、特殊法人、認可法人、政治団体(政党を含む。)、外国法人及び権利能力なき社団等が含まれる。倒産、廃業又は解散等により現在存在していない法人等について、「法人その他の団体」に含まれる場合がある。この場合、一般的には、権利利益が承継された法人等の問題として、その正当な利益等を判断する。

国<u>及び</u>地方公共団体については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示又は 不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、本条第6号等に該当するかどうかの判断をする。

本号においても、本条第1号同様、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合 にも、開示請求者が誰であるかは考慮しない。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事、研修及び社内管理体制等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報並びに名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報等、法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

法人等の名称、所在地及び役員名等で登記により公開されているものについては、本号 イ又は口に該当する場合を除き、開示する。法人ではない事業を営む個人の当該事業に関 する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、本号イ又は口に該当す る場合を除き開示することとなるが、本号イ又は口の該当性の判断に当たっては、登記が行 われていないという事情を考慮する。

法人の財務状況の一覧のような資料の場合、一覧表となることにより各法人間の財務状況 の優劣が明らかになることがある。この場合、個々の法人の財務状況データについて別途公 にされている場合には、一覧表となることにより比較され優劣が明らかになるとしても公にな 株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人及び宗教法人等の民間法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体(政党を含む。)、外国法人及び権利能力なき社団等が含まれる。倒産、廃業又は解散等により現在存在していない法人等について、「法人その他の団体」に含まれる場合がある。この場合、一般的には、権利利益が承継された法人等の問題として、その正当な利益等を判断する。

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示又は不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、本条第 6 号等に該当するかどうかの判断をする。

本号においても、本条第1号同様、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合 にも、開示請求者が誰であるかは考慮しない。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事、研修及び社内管理体制等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報並びに名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報等、法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

法人等の名称、所在地及び役員名等で登記により公開されているものについては、本号 イ又は口に該当する場合を除き、開示する。法人ではない事業を営む個人の当該事業に関 する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、本号イ又は口に該当す る場合を除き開示することとなるが、本号イ又は口の該当性の判断に当たっては、登記が行 われていないという事情を考慮する。

法人の財務状況の一覧のような資料の場合、一覧表となることにより各法人間の財務状況 の優劣が明らかになることがある。この場合、個々の法人の財務状況データについて別途公 にされている場合には、一覧表となることにより比較され優劣が明らかになるとしても公にな っている事実の範囲内と考えられ、本号には該当しない。

複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、 社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報である場合は、本規 定に該当する。

法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に 関する情報でもある。

政党が作成した文書で意思決定過程の文書及び政府提案の法案の審査を行う政党の会合の議事録を行政機関が行政文書として保有している場合、主として本号(後者については更に本条第5号)の不開示情報に該当するかどうかを判断する。一般論としては、政党の意思決定過程の情報については、政党活動の自由の観点から適切な保護が図られる。

(2) (略)

(3)「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

本条第 1 号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命及び健康等の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示する。例えば、金融機関の破綻情報に関する開示請求の場合、公にしないことにより保護される金融機関の権利利益と公にすることにより保護される人の財産の利益(一個人又は多数人)とを比較衡量する。

現実に人の生命又は健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される 蓋然性(当該蓋然性の判断は、一般に通常考えられる範囲内で判断することで足りる。)が高 っている事実の範囲内と考えられ、本号には該当しない。

複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、 社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報である場合は、本規 定に該当する。

法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) (略)

(3)「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認め られる情報を除く。」

本条第 1 号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命及び健康等の 利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益 とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示す る。例えば、金融機関の破綻情報に関する開示請求の場合、公にしないことにより保護され る金融機関の権利利益と公にすることにより保護される人の財産の利益(一個人又は多数 人)とを比較衡量する。

現実に人の生命又は健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される 蓋然性(当該蓋然性の判断は、一般に通常考えられる範囲内で判断することで足りる。)が高 い場合も含まれる。法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命又は健康等に対する 危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命又は健康等に対する被害 等の発生が予想される場合もある。例えば、毒性のある物質の発生により人の生命又は健 康が損なわれているような急迫した事態が生じた場合に、当該物質の発生と具体的な発生源 について明確な因果関係が証明されていなくとも何らかの因果関係があると推測される場 合、本規定に該当する。

い場合も含まれる。

- 4--2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を | 4--2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるもの」(イ)(略)
- 4—3 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等 ┃ 4—3 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等 又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが 当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(ロ)(略)
- 4―4 本号イの不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。 ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点 において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情 を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の 趣旨に沿って個別的に判断する。

・ 事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事、研修及び社内管理

- 害するおそれがあるもの」(イ) (略)
- 又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが 当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの ((ロ) (略)
- 4―4 本号イの不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点 において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情 を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の 趣旨に沿って個別的に判断する。

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

・ 事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事、研修及び社内管理

体制等に関する情報

- ・ 生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報
- ・ 名誉、社会的信用、社会的活動の自由及び知的所有権等、法人等の権利利益に関する情報

(新設)

- 4-5 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書 (略)
- 5 国の安全等に関する情報(情報公開法第5条第3号)に関する留意事項(略)
- 6 公共の安全等に関する情報(情報公開法第5条第4号)に関する留意事項

#### 第5条(公共の安全等に関する情報)

4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公 共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつ き相当の理由がある情報 体制等に関する情報

- ・ 生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報
- ・ 名誉、社会的信用、社会的活動の自由及び知的所有権等、法人等の権利利益に関する情報
- ・ 金融機関等の「検査結果通知書」、「検査報告書」等
  ※承継手続きが終了した破綻金融機関等に関する「検査結果通知書」及び「検査報告書」において、承継金融機関等に関する情報を示していると考える余地のない客観的な事実及び指標に関する情報は開示する。
- ・課徴金調査、開示検査に係る「調査報告書」、「検査報告書」等
- ・ 金融機関等及び金融機関等の取引先の法人等の金融取引、信用状況、財務状況、 事業計画等に関する情報
- ・ 報告徴求に基づいて金融機関等から提出された報告書
- 4-5 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書 (略)
- 5 国の安全等に関する情報(情報公開法第5条第3号)に関する留意事項(略)
- 6 公共の安全等に関する情報(情報公開法第5条第4号)に関する留意事項

#### 第5条(公共の安全等に関する情報)

4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公 共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつ き相当の理由がある情報 情報公開法第5条第4号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

本条第 3 号と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とする。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

- 6—1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」(略)
- 6-2 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」(略)
- 6-3 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。 ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の 時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個 別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各 号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。 情報公開法第5条第4号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

本条第 3 号と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とする。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

- 6—1「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」(略)
- 6-2 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」(略)
- 6-3 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の 時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個 別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第 5 条各 号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- ・捜査のための照会又は回答に関する情報
- ・ 犯罪の被疑者若しくはその参考人、違法若しくは不正な行為の通報者又は告 発者を特定することができる情報
- ・ 訴訟に関連し、検察庁からの資料要求及び資料要求の対象となった資料
- ・ 来賓の日程等重要人物の詳細な行動に関する情報
- ・ 警備員の配置図及び警報機の設置場所等警備に関する具体的な情報
- ・ 武器、火薬及び放射性物質等の保存場所に関する具体的な情報
- ・ その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることに つき相当の理由がある情報
- 7 審議、検討又は協議に関する情報(情報公開法第5条第5号)に関する留意事項
  - 第5条(審議、検討又は協議に関する情報)
  - 5 国の機関<u>及び</u>地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

情報公開法第5条第5号は、審議、検討又は協議(以下「審議等」という。)に関する情報の不 開示情報としての要件を定めるものである。

- ・ 犯則事件の調査に係る「質問調書」、「検査調書」等
- ・ 捜査のための照会又は回答に関する情報
- ・ 犯罪の被疑者若しくはその参考人、違法若しくは不正な行為の通報者又は告 発者を特定することができる情報
- ・ 訴訟に関連し、検察庁からの資料要求及び資料要求の対象となった資料
- ・ 来賓の日程等重要人物の詳細な行動に関する情報
- ・ 警備員の配置図及び警報機の設置場所等警備に関する具体的な情報
- ・ 武器、火薬及び放射性物質等の保存場所に関する具体的な情報
- ・ その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることに つき相当の理由がある情報
- 7 審議、検討又は協議に関する情報(情報公開法第5条第5号)に関する留意事項
  - 第5条(審議、検討又は協議に関する情報)
  - 5 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

情報公開法第5条第5号は、審議、検討又は協議(以下「審議等」という。)に関する情報の不開 示情報としての要件を定めるものである。 開示請求の対象となる行政文書の中には、行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。他方、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当でない。そこで、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

# 7-1 「国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院(これらに属する機関を含む。)をいい、 「国の機関<u>及び</u>地方公共団体の内部又は相互間」とは、これらの機関<u>及び</u>地方公共団体につい て、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

公益法人等その他の国の機関及び地方公共団体以外の機関が主催する会議に、国の機関及び地方公共団体の職員が職務として参加し、審議等を行った場合、当該会議に係る情報が国の機関の内部における審議等に当たる場合には、本規定に該当する。国の機関の内部における審議等に当たらない場合には、本条第2号又は第6号等の規定により判断する。

### 7-2 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関<u>又は</u>地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定 に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に 関する自由討議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ、決裁を前提 開示請求の対象となる行政文書の中には、行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。他方、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当でない。そこで、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

# 7-1 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院(これらに属する機関を含む。)をいい、 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、 これらの機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

# 7-2 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務及び事業について 意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決 定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議、一定の責任者の段階での意思統一を とした説明及び検討並びに審議会等又は行政機関が開催する有識者又は関係法人等を交えた研究会等における審議及び検討等、様々な審議等が行われている。本規定は、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

意思決定を求めるまでの過程で、結果的に意思決定に至らなかった審議等の内容等は、本規定に該当する。

審議等の内容に関する情報だけでなく、審議等を行う体制又は進め方に関する情報も、本規定 に該当する。

ある機関において最終的な意思決定を行うまでの過程で行われる審議等に関する情報は、これに関与したすべての機関にとって、本規定に該当する。主管官庁が関係官庁に協議を行う場合、協議過程全体としては、協議が整った後の主務官庁が行う意思決定が最終的な意思決定であることから、主務官庁はもとより、協議先の関係省庁にとっても、当該協議における提出意見等の情報は本規定に該当する。

7-3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力又は干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の 交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。適正な意思決定手 続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議等の場における発言内容が公になると、発言者及びその家族に対して危害が及ぶおそれがあり、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じる場合は、本規定に該当する。

行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力(有形無形に

図るための協議及び打合せ、決裁を前提とした説明及び検討並びに審議会等又は行政機関が開催する有識者又は関係法人等を交えた研究会等における審議及び検討等、様々な審議等が行われている。本規定は、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

意思決定を求めるまでの過程で、結果的に意思決定に至らなかった審議等の内容等は、本規定に該当する。

審議等の内容に関する情報だけでなく、審議等を行う体制又は進め方に関する情報も、本規定 に該当する。

ある機関において最終的な意思決定を行うまでの過程で行われる審議等に関する情報は、これに関与したすべての機関にとって、本規定に該当する。主管官庁が関係官庁に協議を行う場合、協議過程全体としては、協議が整った後の主務官庁が行う意思決定が最終的な意思決定であることから、主務官庁はもとより、協議先の関係省庁にとっても、当該協議における提出意見等の情報は本規定に該当する。

7-3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力又は干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の 交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。適正な意思決定手 続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議等の場における発言内容が公になると、発言者及びその家族に対して危害が及ぶおそれがあり、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じる場合は、本規定に該当する。

行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力(有形無形に

関わらず、また直接的なものだけでなく間接的なものも含む。)により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる場合は、本規定に該当する。

<u>許認可等の申請に対する処分について裁量的な部分がある場合に、許認可等の審査への圧</u> 力等により意思決定に支障を生じる場合は、本規定に該当する。

7-4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(略)

7-5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」(略)

7-6「不当に」(略)

7-7 意思決定後の取扱い等 (略)

7-8 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例 (略)

8 事務又は事業に関する情報(情報公開法第5条第6号)に関する留意事項

#### 第5条(事務又は事業に関する情報)

6 国の機関<u>又は</u>地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする

関わらず、また直接的なものだけでなく間接的なものも含む。)により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる場合は、本規定に該当する。

7-4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」(略)

7-5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」(略)

7-6「不当に」(略)

7-7 意思決定後の取扱い等(略)

7-8 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例 (略)

8 事務又は事業に関する情報(情報公開法第5条第6号)に関する留意事項

#### 第5条(事務又は事業に関する情報)

6 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は 事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又 は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な

おそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするお それ.

- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又 は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な 利益を害するおそれ

情報公開法第5条第6号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるも のである。

国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、 公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とす る。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

- 8—1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に | 8—1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるもの」(略)
- 8--2 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又 | 8--2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把 は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(イ)
- (1)「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べ

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは その発見を困難にするおそれ

- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の 財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法 人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

情報公開法第5条第6号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるも のである。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公 共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがある情報については、不開示とする。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

- 支障を及ぼすおそれがあるもの」(略)
- 握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にす るおそれ」(イ)
- (1)「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べ

ることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格又は等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法な又は適正な 状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識及び能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(2) (略)

8—3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国<u>又は</u>地方公共団体の財産上の利益又は当事者 としての地位を不当に害するおそれ」(ロ)

(1) (略)

(2)「国<u>又は</u>地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」 国<u>又は</u>地方公共団体が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により 又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護す る必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公 正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる おそれがあるもの又は交渉若しくは争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者とし ることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格又は等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法な又は適正な 状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識及び能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定 の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の 収入金を取ることをいう。

(2) (略)

8—3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立 行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(ロ)

(1) (略)

(2)「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者と しての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の 契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必 要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる

て認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、当該情報については、不開 示とする。

- 8—4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(ハ) (略)
- 8-5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(二)(略)
- 8—6 「国<u>又は</u>地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を 害するおそれ」(ホ)

国又は地方公共団体が経営する企業(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号に規定する国営企業及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の適用を受ける企業をいう。)に係る事業については、企業経営という事業の性質上、本条第2号と同様な考え方で、その正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とする。ただし、国又は地方公共団体が経営している企業であることに照らして、国民主権又は地方自治の本旨にのっとった諸活動を説明する責務という観点から、国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、法人等とはおのずと異なり、より狭いものとなる場合がある。

8-7 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

おそれがあるもの又は交渉若しくは争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、当該情報については、不開示とする。

- 8—4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(ハ) (略)
- 8-5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(二)(略)
- 8—6 「国<u>若しくは</u>地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る 事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(ホ)

国<u>若しくは</u>地方公共団体が経営する企業(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第1号に規定する国営企業及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の適用を受ける企業をいう。)、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、本条第2号と同様な考え方で、その正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とする。ただし、国<u>若しくは</u>地方公共団体が経営している企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人であることに照らして、国民主権又は地方自治の本旨にのっとった諸活動を説明する責務という観点から、国<u>若しくは</u>地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、法人等とはおのずと異なり、より狭いものとなる場合がある。

8-7 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第 5 条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- (1) 「公にすることにより、監査、検査、取締り<u>又は</u>試験に係る事務に関し、正確な事実の 把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見 を困難にするおそれ」があるもの
  - ・ 検査等の対象、実施時期、検査事項その他の個別具体的な検査等の実施に関す る情報
  - ・ 検査等の詳細な手法又は実務に関する情報 (新設)

- ・ 試験の実施要領その他の試験の詳細な管理監督の手法に関する情報
- ・ 試験の採点、合否基準その他の詳細な試験の判定及び評価手法に関する情報
- ・ 試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の具体的な試験の問題作成に関する情報

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第 5 条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- (1) 「公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるもの
  - ・ 検査等の対象、実施時期、検査事項その他の個別具体的な検査等の実施に関する情報
  - ・ 検査等の詳細な手法又は実務に関する情報
  - ・ 金融機関等の「検査結果通知書」、「検査報告書」等
    ※承継手続きが終了した破綻金融機関等に関する「検査結果通知書」及び「検査報告書」において、承継金融機関等に関する情報を示していると考える余地のない客観的な事実及び指標に関する情報は開示する。
  - ・ 課徴金調査、開示検査に係る「調査報告書」、「検査報告書」等
  - ・ 報告徴求に基づいて金融機関等から提出された報告書
  - ・ 試験の実施要領その他の試験の詳細な管理監督の手法に関する情報
  - ・ 試験の採点、合否基準その他の詳細な試験の判定及び評価手法に関する情報
  - ・ 試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の具体的な試験の問題作成に関する情報

- ・ その他公にすることにより、監査、検査、取締り<u>又は</u>試験に係る事務に関し、正確な 事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは その発見を困難にするおそれがある情報
- (2) 「公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国<u>又は</u>地方公共団体 の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるもの
  - ・ 職員団体との交渉に係る交渉方針、交渉結果又は要求等に関する情報
  - ・ 訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ又は示談等に関する情報
  - ・ その他公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国<u>又は</u>地方公 共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報

- (3) (略)
- (4) 「公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支 障を及ぼすおそれ」があるもの
  - ・ 職員調書、昇任等の推薦者名簿、選考基準その他の人事査定及び評価に関する 情報
  - ・ 人事異動、配属その他の人事構想に関する情報
  - ・ 給与支給額、俸給その他の個々の職員の給与に関する情報
  - ・ その他公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

- ・ その他公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収 に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当 な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報
- (2) 「公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、 地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不 当に害するおそれ」があるもの
  - ・ 職員団体との交渉に係る交渉方針、交渉結果又は要求等に関する情報
  - ・ 訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ又は示談等に関する情報
  - ・ その他公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政 法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者として の地位を不当に害するおそれがある情報
- (3) (略)
- (4) 「公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支 障を及ぼすおそれ」があるもの
  - ・ 職員調書、昇任等の推薦者名簿、選考基準その他の人事査定及び評価に関する 情報
  - ・ 人事異動、配属その他の人事構想に関する情報 (削除)
  - ・ その他公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 「公にすることにより、国<u>又は</u>地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があるもの
  - ・ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公に することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利 益を害するおそれがあるものに準じる情報
- 9 部分開示(情報公開法第6条)に関する留意事項 (略)
- 10 公益上の理由による裁量的開示(情報公開法第7条)に関する留意事項

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合 であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書 を開示することができる。

情報公開法第7条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について規定するものである。同法第5条で不開示情報に該当するものについては不開示義務があることを前提として、行政機関の長の公益上の理由による裁量的開示の根拠を与えたものである。

開示決定等をするに当たって、本条に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

- (5) 「公にすることにより、国<u>若しくは</u>地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又 <u>は地方独立行政法人</u>に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそ れ」があるもの
  - ・ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公に することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利 益を害するおそれがあるものに準じる情報
- 9 部分開示(情報公開法第6条)に関する留意事項 (略)
- 10 公益上の理由による裁量的開示(情報公開法第7条)に関する留意事項

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合 であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書 を開示することができる。

情報公開法第7条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について規定するものである。同法第5条で不開示情報に該当するものについては不開示義務があることを前提として、行政機関の長の公益上の理由による裁量的開示の根拠を与えたものである。

開示決定等をするに当たって、本条に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

#### 10-1「公益上特に必要があると認めるとき」

情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当する情報であるが、<u>金融庁長官</u>の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、当該情報を開示することができる。

同法第5条各号において、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益 上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、同条の規定を適用した場合に不開示と なる場合であっても、本条により、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場 合には、開示することができる。

本条では、同法第5条各号のうち第1号及び第2号に規定する不開示情報については、 義務的公益開示の規定で比較される生命及び身体等とは別の公益との比較衡量を行う。そ の他各号の不開示情報該当性の要件を判断するに当たっては、「不当に」又は「適正な」等の 表現が用いられ、公益等との比較衡量が行われるが、本条では、開示又は不開示の決定に 当たり、最終的及び総合的な判断として、公益との比較衡量を行う。

なお、公益上の必要性については、個別の開示請求ごとに、当該請求時点における諸般の事情を考慮して判断することになるが、この場合に緊急事態や特殊事情も比較衡量の際に 考慮する。

- 11 行政文書の存否に関する情報(情報公開法第8条)に関する留意事項 (略)
- 12 開示請求に対する措置(情報公開法第9条)に関する留意事項 (略)

#### 10-1「公益上特に必要があると認めるとき」

情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当する情報であるが、<u>事務局長</u>の高度 の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があ ると認められる場合は、当該情報を開示することができる。

同法第5条各号において、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益 上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、同条の規定を適用した場合に不開示と なる場合であっても、本条により、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場 合には、開示することができる。

本条では、同法第5条各号のうち第1号及び第2号に規定する不開示情報については、 義務的公益開示の規定で比較される生命及び身体等とは別の公益との比較衡量を行う。そ の他各号の不開示情報該当性の要件を判断するに当たっては、「不当に」又は「適正な」等の 表現が用いられ、公益等との比較衡量が行われるが、本条では、開示又は不開示の決定に 当たり、最終的及び総合的な判断として、公益との比較衡量を行う。

なお、公益上の必要性については、個別の開示請求ごとに、当該請求時点における諸般の事情を考慮して判断することになるが、この場合に緊急事態や特殊事情も比較衡量の際に 考慮する。

- 11 行政文書の存否に関する情報(情報公開法第8条)に関する留意事項 (略)
- 12 開示請求に対する措置(情報公開法第9条)に関する留意事項 (略)

# 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する行政文書の 開示又は不開示の取扱い

以下の開示又は不開示の取扱いは、個々の文書におけるその作成目的及び内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものである。その運用に当たっては、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質を踏まえ、画一的、一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する。

# 1 会議等の開催に関する会計文書

#### (1) 該当する文書

金融庁において日常的に開催されている会議等(①金融庁の部内の会議、②他の行政機関、地方公共団体又は民間団体等の職員を交えた連絡、協議又は打合せ会議、③審議会等又は行政運営上の懇談会等)の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類(決裁伺い、支出負担行為即支出決定決議書及び証拠書類(確認書、業者からの請求書、諸謝金支給調書及び旅費請求書等))

#### (2) 記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い

記載情報ごとの開示又は不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理する。 ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、情報収集、協議又は交渉等のための会

# 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する行政文書の 開示又は不開示の取扱い

以下の開示又は不開示の取扱いは、個々の文書におけるその作成目的及び内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものである。その運用に当たっては、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質を踏まえ、画一的、一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する。

#### 1 会議等の開催に関する会計文書

#### (1) 該当する文書

監視委員会において日常的に開催されている会議等(①監視委員会の部内の会議、② 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は民間団体等の職員を交えた連絡、協議又は打合せ会議、③審議会等又は行政運営上の懇談会等)の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類(決裁伺い、支出負担行為即支出決定決議書及び証拠書類(確認書、業者からの請求書、諸謝金支給調書及び旅費請求書等))

#### (2) 記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い

記載情報ごとの開示又は不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理する。
ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、情報収集、協議又は交渉等のための会

議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時又は場所等の情報を公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる等、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する。

- ア 一般的に情報公開法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの
  - ・ 起案(決裁)年月日、決裁者職名、合議者職名、起案者職名、会議等名、開催目的、開催日時、開催場所、出席予定者数、経費所要見込額、支出科目、出席者数、出席者の所属機関・職名(出席者が公務員の場合)
  - · 諸謝金支給総額
  - ・ 債権者名、請求内容・金額、債権者への振込金額
  - ・ 会議等出席のための出張者の所属部局・官職・職名(出席者が公務員の場合)、用務(業務内容)、用務先、旅行命令権者印(公印)、旅費概算(精算)額、出張年月日、出発地・経路・到着地等、旅費請求(受領)年月日
- イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの
  - ・ 決裁者氏名(署名又は印影)、合議者氏名(署名又は印影)、起案者氏名(署名又は 印影)、出席者の所属団体・役職名(出席者が公務員以外の場合)、出席者氏名
  - ・ 謝金受領(予定)者の所属機関・職名・受領者名
  - ・ 会議等出席のための出張者の所属団体名・役職名(出席者が公務員以外の場合)、出張者氏名

議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時又は場所等の情報を公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる等、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する。

- アー般的に情報公開法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの
  - ・ 起案(決裁)年月日、決裁者職名<u>及び氏名(署名又は印影)</u>、合議者職名<u>及び氏名</u>
     (署名又は印影)、起案者職名<u>及び氏名(署名又は印影)</u>、会議等名、開催目的、開催日時、開催場所、出席予定者数、経費所要見込額、支出科目、出席者数、出席者の所属機関・職名(出席者が公務員等の場合)
  - · 諸謝金支給総額
  - ・ 債権者名、請求内容・金額、債権者への振込金額
  - 会議等出席のための出張者の所属部局・官職・職名(出席者が公務員等の場合)、用務(業務内容)、用務先、旅行命令権者印(公印)、旅費概算(精算)額、出張年月日、出発地・経路・到着地等、旅費請求(受領)年月日
- イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの
- ・ 出席者の所属団体・役職名(出席者が公務員等以外の場合)、出席者氏名
- ・ 謝金受領(予定)者の所属機関・職名・受領者名
- ・ 会議等出席のための出張者の所属団体名・役職名(出席者が公務員<u>等</u>以外の場合)、出張者氏名

(参考)以下の場合は、開示する。

- ① 公務員の氏名については、例えば、行政機関により作成され、又は行政機関から提供された情報を基に作成され、市販されている名簿に職と氏名が掲載されている場合及び幹部職員として異動時に職とその氏名が行政機関により公表されている場合は、情報公開法第5条第1号イに該当する。
- ② 出席者等が公務員以外における所属団体等名・役職名・氏名については、例えば、商業登記法に基づく登記事項である等により法人名、役員及びその氏名が公にされている場合は、同号イに該当する。
- ③ 謝金支給(予定)額(公務員の場合)については、例えば、国家公務員倫理 法第9条の規定により何人も閲覧の請求ができることとされている贈与等 報告書の対象となっている場合は、同号イに該当する。
- ④ 謝金受領(予定)者の所属機関・職名(公務員の場合)については、当該謝金支払の対象となる会議等への出席が職務の遂行の場合は情報公開法第5条第1号ハに該当し、当該会議等への出席が職務の遂行に該当しない場合は、③と同様となる。
- ⑤ 会議等が出席者の役職名(公務員以外の場合)、氏名その他の事項を公 にすることを前提に開催されている場合においては、当該事項は、不開示 情報に該当しない。

(参考)以下の場合は、開示する。

- ① 行政機関に所属する職員(補助的業務に従事する非常勤を除く。)の職務遂行 に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそ れがある場合を除き、開示する。特段の支障の生ずるおそれがある場合と は、以下の場合をいう。
  - ・氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる 不開示情報を開示することとなる場合
  - ・氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合
- ② 出席者等が公務員等以外における所属団体等名・役職名・氏名については、例えば、商業登記法に基づく登記事項である等により法人名、役員及びその氏名が公にされている場合は、同号イに該当する。
- ③ 謝金支給(予定)額(公務員等の場合)については、例えば、国家公務員倫理法第9条の規定により何人も閲覧の請求ができることとされている贈与等報告書の対象となっている場合は、同号イに該当する。
- ④ 謝金受領(予定)者の所属機関・職名(公務員等の場合)については、当該 謝金支払の対象となる会議等への出席が職務の遂行の場合は情報公開 法第5条第1号ハに該当し、当該会議等への出席が職務の遂行に該当し ない場合は、③と同様となる。
- ⑤ 会議等が出席者の役職名(公務員等以外の場合)、氏名その他の事項を 公にすることを前提に開催されている場合においては、当該事項は、不開 示情報に該当しない。

- ウ 一般的に情報公開法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの
- ウ 一般的に情報公開法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの

- ・謝金受領(予定)者の謝金支給(予定)額(出席者が公務員以外の場合)、謝金 受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号
- ・ 債権者(茶菓弁当、貸会議室関係事業者)印影、債権者金融機関名、債権者口 座番号
- ・ 会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機関名、旅費振 込口座番号
- 2 職員の勤務状況に関する文書

## (1) 該当する文書

·出勤簿、旅行命令簿、休暇簿

なお、<u>金融庁</u>において一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定して おり、職務の性質等が特殊なものを除く。

# (2) 記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い

記載情報ごとの開示又は不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理する。 ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、用務又は用務先等を公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる等、個別の事情により不開示 情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する。

ア 一般的に情報公開法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

- ・謝金受領(予定)者の謝金支給(予定)額(出席者が公務員等以外の場合)、謝金受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号
- ・ 債権者(茶菓弁当、貸会議室関係事業者)印影、債権者金融機関名、債権者口 座番号
- ・ 会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機関名、旅費振 込口座番号

#### 2 職員の勤務状況に関する文書

## (1) 該当する文書

·出勤簿、旅行命令簿、休暇簿

なお、<u>監視委員会</u>において一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定 しており、職務の性質等が特殊なものを除く。

(2) 記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い

記載情報ごとの開示又は不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理する。 ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、用務又は用務先等を公にすることにより、個人の権利利益を害する場合や事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる等、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する。

ア 一般的に情報公開法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

・ 旅行命令簿における所属部局課、官職、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行 期間、概算払の年月日及び金額、精算払の年月日及び金額  旅行命令簿における所属部局課、官職、職員の氏名、旅行命令権者印(印影)、旅 行者印(印影)、支出官等印(印影)、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間、概算払の年月日及び金額、精算払の年月日及び金額

# イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの

・ 旅行命令簿における職員の氏名、旅行命令権者印(印影)、旅行者氏名(印影)、支出 官等印(印影)

(注)

1-(2)-イの(参考)参照。

- ウ 一般的に、情報公開法第5条第1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの
  - ・ 出勤簿における氏名、日付欄に記載される出勤の表記(印影)・出張の表記・休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間(月計・累計・残)、病気休暇日数(月計)、特別休暇日数(月計)、レクリエーション(月計)、介護休暇日数(月計)、欠勤日数(月計)
  - ・ 旅行命令簿における職務の級、住所
  - 休暇簿における所属、氏名、年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数)、休暇期間、休暇残日数・時間、本人印(印影)、請求年月日、承認の可否、決裁印(印影)、勤務時間管理員処理(印影)

(削除)

イ 一般的に、情報公開法第5条第1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの

- ・ 出勤簿における休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間(月計・累計・残)、病気休暇日数(月計)、特別休暇日数(月計)、レクリエーション(月計)、介護休暇日数(月計)、欠勤日数(月計)
- ・ 旅行命令簿における職務の級、住所
- ・ 休暇簿における年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数)、休暇期間、休暇残日数・時間、本人印(印影)、請求年月日、承認の可否、決裁印(印影)、 勤務時間管理員処理(印影)